

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

千葉県知事 様

事業所等情報		障害福祉サービス等事業所番号					
事業者・開設者	フリガナ	トク化エイカド・メイジ・ソウ					
	名称	特定非営利活動法人風					
主たる事務所の所在地	〒	284	-	0044	千葉県	都道府県	四街道市和良比740番地1
	電話番号	090 - 8052 - 3771			FAX番号	043 - 235 - 7161	
事業所等の名称	フリガナ						提供するサービス
	名称	別紙参照					
事業所の所在地	〒	284	-	0044	千葉県	都道府県	四街道市和良比740番地1
	電話番号	- 432 - 0825			FAX番号	043 - 235 - 7161	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における区分ごとの事業所数				特定加算 (I)	()	事業所	
※この場合、事業所等の名称欄に、「別紙一覧表による」と記載すること。				特定加算 (II)	()	事業所	
				特定加算 (区分なし)	()	事業所	

1	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III)		
2	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 (福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算)	取得無	
3	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II)	区分なし	
4	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和元年10月～令和元年3月		
5	令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	α	682,500 円	
6	賃金改善の見込額 (①-②) ※β>αとなること	β	682,500 円	
		① 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	31,744,000 円	
	② 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		31,061,500 円	
【Group A】「経験・技能のある障害福祉人材」における平均賃金改善額 ((③-④)/⑤)			195,000 円 2.0 人	
7	③ 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		8,580,000 円	
	④ 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		8,190,000 円	
	⑤ 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数 (常勤換算)		2.0 人	
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)】			1 人
	【Group B】「他の障害福祉人材」における平均賃金改善額 ((⑥-⑦)/⑧)			45,000 円 6.5 人
8	⑥ 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		23,164,000 円	
	⑦ 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		22,871,500 円	
	⑧ 当該事業所における他の障害福祉人材の人数 (常勤換算)		6.5 人	
【Group C】「その他の職種」における平均賃金改善額 ((⑨-⑩)/⑪)			#DIV/0! 円 人	
9	⑨ 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円	
	⑩ 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円	
	⑪ 当該事業所におけるその他の職種の人数 (常勤換算又は実人数)		人	
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】			円	
10	賃金改善実施期間	令和元年10月～令和2年3月		
※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
11	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。 なお【Group A】「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	グループA(常勤で10年以上勤務・サービス提供責任者)2名については、		
		毎月の処遇改善手当を10,000円増額し、残りの135,000円/人(見込み額)は		
		賞与に加算して支払う。(10～3月の平均賃金改善額は一人195,000円の見込み)		
		グループB(常勤で10年未満勤務・強行資格ヘルパー・児童管・児童指導員)については		
		毎月の処遇改善手当を5000円増額し、残りの292,500円(見込み額)		
		については、対象職員の経験や実績等に応じて賞与に加算して支払う。(10～3月の		
		平均賃金改善額は73,125円/人(見込み)尚、パート職員は今回の対象としない。		